

令和3年度 事業報告

I 社会福祉法人「園樹会」

1 社会福祉法人「園樹会」の理念

【経営理念（舎是）】～原文省略～

キーワード：「和」「愛」「汗」

【基本理念】

- (1) 障害者権利条約の原則が実現されるように、一人ひとりが認識を変えとともに、この社会を変えていきます。
 - (2) すべての利用者から、支援のあり方を常に学ぶ姿勢を持ち続けます。
 - (3) 一人ひとりの利用者の毎日が幸せで、安心・安全な生活を大切にします。
 - (4) 職員一人ひとりが、毎日楽しく・情熱を持って仕事ができるように人材育成を行います。
 - (5) 地域社会から信頼され、誇りを持てる施設づくりを行います。～原文のまま～
- この理念は、「基本方針」と合わせて法人経営の根幹をなすものであり、法人の経営する施設および事業所の指針として運営し、事業の推進に取り組みました。

2 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症への対策を行っており、令和3年度におきましても、職員の出勤前の体調確認、マスクの着用、室内の換気、手指消毒等の感染対策を行ってきましたが、6月23日に「向徳舎」支援員に新型コロナウイルスの陽性が確認され、法人として、理事長を本部長とした「コロナ対策本部」を立ち上げ、甲府市保健所の指導の元、対応をすることとなり、7月11日までの19日間、「向徳舎」内を隔離いたしました。また、「虹の色」につきましても、6月24日から7月21日までの28日間、休業することとなりました。これは、「虹の色」支援員が、新型コロナウイルス陽性となった利用者様の支援にあたったため、直接支援にあたった期間と、体調観察期間とを合わせた期間となります。（詳細は別紙5-1）

その後も、感染対策を講じながら施設運営を行ってまいりましたが、1月26日に「向徳舎」支援員1人に、新型コロナウイルス陽性が確認されたために、2月4日まで「向徳舎」内を隔離いたしました。この期間に利用者様、職員に体調不良は見られず、2月1日に「向徳舎」利用者様、職員全員に行った抗原検査でも陽性者は見られませんでした。（詳細は別紙5-2）

3月25日、「向徳舎」支援員1人に新型コロナウイルスの陽性が確認されたため、4月2日まで「向徳舎」内の隔離を行いました。この期間内の3月27日「虹の色」支援員1人が陽性、3月28日、4月より「向徳舎」採用予定の支援員1人が陽性、3月29日「虹の色」支援員1人が陽性となりましたが、それぞれの支援員の感染経路に関連性は見られず、利用者様への感染も認められませんでした。また、「虹の色」支援員に陽性が確認されたことにより、「虹の色」の営業を3月30日から4月3日まで休止としました。（詳細は別紙5-3）

山梨県内の新型コロナウイルス感染者数の増加により、1月7日より「向徳舎」の短期入所、「虹の色」の日中一時支援の受け入れを休止にするとともに、「向徳舎」利用者様の帰省、外出を見合わせることをいたしました。

3 共同生活援助事業（グループホーム）「風の音」の取り組み

令和4年4月の「風の音」開設に向けて、建物本体の建設については、令和3年4月に建設業者向けの説明会、5月に入札、6月2日には開札を行い、建築業者の選定を行いました。6月19日には地鎮祭を行い、6月30日からは、設計事務所、建築業者、法人とで月に2回、建物建設に関する打ち合わせを行い、7月から擁壁工事、取付道路工事、向徳舎南面のサッシの入替え等が行われ、8月下旬から、建物本体の建築が開始されました。建築資材の入手に遅れも見られたようでしたが、事故等なく年明けの1月26日には建物の引き渡しが無事に行われました。

入居対象者様や保護者様への「風の音」の説明や相談を田中開発課長を中心に行い、2月までには10人の入居者様も決まり、3月中に入居契約を済ませることができました。また、世話人の募集を行い、3月までには2人の世話人を採用することができました。3月中旬には、4月の人事異動の内示を行い、「風の音」運営についての打ち合わせを、4月から配置される支援員を中心に行いました。

共同生活援助事業の認可については、2月中に甲府市へ共同生活援助事業の申請を行い、3月25日に甲府市の現地調査があり、共同生活援助事業の指定を受けることができました。

1月26日の建物引き渡し以降は、「風の音」の事務用品等の必要備品の購入や設置、防犯カメラの契約、設置等を済ませ、3月26日には、関係者をお招きしての竣工式を執り行うことができました。

4 支援学校、各種養成学校等の実習受け入れ

当法人では、県内支援学校からの依頼に応じ、実習生の受け入れを毎年行っています。これは、地域で生活する障害を持った方々が支援学校を卒業したのちに地域での生活を円滑に送るために、支援学校が障害者施設や企業における現場実習を実施しており、当法人としても、障害をお持ちの方の地域の中での活躍の場として、卒業後の選択肢として考えていただきたいということで実習生の受け入れを行っております。また、各種養成学校等からの実習は、それぞれの学校における単位取得のための実習や資格取得のための実習を行っており、当法人でも、各種養成学校等の依頼により、福祉人材の育成のために実習を受け入れています。

(1) 山梨県立かえで支援学校現場実習受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和3年6月8日（火）～6月23日（水）	虹の色	1人	

(2) 山梨県立わかば支援学校現場実習受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和3年5月24日（月）～5月26日（水）	虹の色、向徳舎	1人	
令和3年9月15日（水）～9月17日（金）	虹の色、向徳舎	1人	
令和3年9月22日（水）	虹の色	1人	

(3) 山梨学院短期大学保育科保育実習（施設）受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和3年6月23日（水）～7月5日（月）	虹の色、向徳舎	2人	新型コロナウイルス感染者発生のため中止
令和3年8月18日（水）～8月30日（月）	向徳舎	1人	
令和3年9月1日（水）～9月13日（月）	虹の色、向徳舎	2人	
令和3年9月15日（水）～9月27日（月）	虹の色	1人	
令和3年9月15日（水）～9月28日（火）	向徳舎	1人	
令和4年2月17日（木）～2月28日（月）	向徳舎	1人	

(4) 小学校および中学校の教諭の普通免許状に係る介護等体験受入

実習期間	受け入れ事業所	人数	備考
令和3年8月16日（月）～8月20日（金）	虹の色	1人	
令和3年9月6日（月）～9月10日（金）	向徳舎	1人	
令和3年9月13日（月）～9月17日（金）	向徳舎	1人	
令和3年11月1日（月）～11月5日（金）	向徳舎	1人	
令和3年11月8日（月）～11月12日（金）	向徳舎	1人	
令和3年11月29日（月）～12月3日（金）	虹の色	1人	
令和3年12月6日（月）～12月10日（金）	向徳舎	1人	
令和4年2月7日（月）～2月11日（金）	虹の色	1人	

5 会議・委員会の開催

(1) 運営会議および事業展開推進委員会の開催

① 「運営会議」の目的・構成員については次のとおりです。

目 的： 園樹会の今後の事業展開を考えていく上で、法人内各関係者が地域の実情を把握し、社会福祉法人としての役割に沿った、地域の要望する福祉サービスを提供できるように検討していくものとする。

構 成 員： 施設長 事務長 開発課長 開発主任
生活支援課長 活動支援課長 男性棟主任 女性棟主任 作業主任
活動主任 栄養主任 看護主任（向徳舎）
相談支援課長 相談支援主任（With）
支援課長 支援主任（虹の色）

② 「事業展開推進委員会」は、共通する事項を運営会議で検討したので、開催されなかった。

<運営会議の開催状況と主な内容>

[第1回：令和3年4月27日（火）]

新型コロナウイルス感染症に関する注意事項の確認をした。グループホーム「風の音」建設についての日程を確認した。支援学校の実習日程について確認した。リスクマネジメントについて確認した。5月の歯科検診について確認した。

[第2回：令和3年5月27日（木）]

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について確認した。ワクチン接種に伴って納涼祭の日程変更について確認した。向徳舎利用者のグループホーム移行について確認した。秋の旅行の実施について検討した。

[第3回：令和3年6月29日（火）]

新型コロナウイルス感染症のため中止。

[第4回：令和3年7月29日（木）]

新型コロナウイルス感染症クラスター報告があった。グループホーム「風の音」建設進捗状況報告があった。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種状況報告があった。向徳舎利用者の他法人グループホームの体験利用状況報告があった。

[第5回：令和3年8月31日（火）]

まん延防止等重点措置について確認した。介護等体験・保育実習生の受け入れについて確認した。グループホーム「風の音」建設に伴う注意事項の確認をした。新型コロナウイルス感染症に伴う代替行事について確認した。向徳舎利用者の他法人グループホーム移行について報告があった。

[第6回：令和3年9月30日（木）]

感染症対策強化月間について確認した。向徳舎職員の怪我について報告があった。インフルエンザ予防接種について確認した。向徳舎利用者の他法人グループホームへの移行について経過報告があった。

[第7回：令和3年10月28日（木）]

感染症対策について確認した。グループホーム「風の音」世話人の求人について確認した。向徳舎男性棟の補修について確認した。インフルエンザ予防接種日程について確認した。虹の色利用者の無断外出について報告があった。虹の色の年末年始の営業について確認した。

[第8回：令和3年11月30日（木）]

感染症対策について確認した。グループホーム「風の音」建設進捗状況報告。向徳舎利用者の入退所について報告があった。向徳舎利用者の日中活動について検討した。

[第9回：令和3年12月23日（木）]

向徳舎利用者の地域移行対応のため中止

[第10回：令和4年1月27日（木）]

新型コロナウイルス感染症対応のため中止

[第11回：令和4年2月24日（木）]

新型コロナウイルス感染症に伴う感染対策について確認した。グループホーム「風の音」経過報告、竣工式日程確認をした。補正予算見直しについて確認した。健康診断について確認した。

[第12回：令和4年3月22日（火）]

新型コロナウイルス感染症対策について確認した。理事会、評議員会日程について確認した。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種状況について確認した。

(2) 主任会議の開催

生活支援課長が主宰し、「向徳舎」「虹の色」の主任の参加によって、月1回開催しました。その内容は、施設・事業所の運営上の課題、支援上の課題等について協議し、情報の共有および支援方針の確認をしました。

(3) 入退所判定会議の開催

平成 24 年度から法人内に「入退所判定会議」を設置し、利用者様の入所および退所については会議を通して組織として決定しています。その結果については、利用者様にも情報提供し、退所式および入所式を行っています。令和 3 年度の入退所判定会議の開催回数は、会議 5 回と合議 7 回で、対象は 12 ケースでした。

(4) 支援マニュアル作成委員会の活動

この委員会においては、マニュアルの改訂に取り組み、支援の現場で活用しやすくするとともに、より適切な支援のできる環境づくりに努めました。

なお、既存のマニュアルについても、必要に応じて見直します。

〈経営・運営関係〉

- 「舎是（経営理念）」・「基本理念・基本方針」・「職員倫理綱領」
- 法令遵守規程
- 就業規則等各種規程（就業規則・法令遵守規程等）
- 契約マニュアル
- 預かり金管理マニュアル
- 苦情解決マニュアル
- 公用車での交通事故発生時マニュアル
- 交通事故対応マニュアル
- 障害者虐待防止マニュアル
- 災害時給食マニュアル
- ハラスメント防止・対応マニュアル

（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント）

- 防犯対策マニュアル
- ボランティアマニュアル
- 特定個人情報保護規程

※ 特定個人情報取扱管理細則も含む

- 社会福祉法人「園樹会」施設貸出要綱
- 社会福祉法人「園樹会」防犯カメラ取扱要領
- 社会福祉法人「園樹会」の経営する施設・事業所等における事故報告取扱要領
- 法人広報誌「スマイル-スマイル」作成手順書

〈支援・日課関係〉

- 緊急受診対応マニュアル
- 利用者理美容外出マニュアル
- 入浴支援マニュアル
- 無断外出対応マニュアル
- 誤嚥防止マニュアル
- 利用者入院時の面会マニュアル
- 身体拘束に関する取り扱いマニュアル

- 浴室及び脱衣所清掃マニュアル
- 旅行中の事故等に関する確認事項

〈医務関係〉

- 服薬管理マニュアル
- 手洗いマニュアル
- 感染症予防・対策マニュアル
- 通院マニュアル
- 入院・退院マニュアル
- 腹膜透析マニュアル
- インフルエンザ予防接種マニュアル

(5) 苦情解決第三者委員会関係の活動

令和3年度の苦情・要望の受付状況は、次のとおりでした。

- 苦情： 向徳舎 2件 虹の色 3件 With 1件

なお、いずれも後日回答し、納得していただき、広報誌「スマイル・スマイル」へ掲載しています。

(6) 個別支援計画検討委員会の活動

主な活動として、各部署でモニタリング検討委員会を開催し、短期目標の達成状況、経過報告および見直しの検討が行われました。その中で、支援目標の見直しも行っています。特に個別支援計画書は、サービス等利用計画書を基に契約者本人である利用者様により分かりやすく、意欲をもって目標に取り組めるように、“ふりがな”を振ることや利用者様に分かりやすい言葉を使用するなどして、次年度の個別支援計画を作成しました。各書類に代筆か本人かを判別できるような様式となっています。また、6か月毎にモニタリングを行い、各利用者様および保護者様と支援経過について話し合い、最終的に書面で確認しております。

強度行動障害支援に関しては、該当する利用者様にかかる加算請求に必要な職員の研修、記録等の書類の作成準備および職員への記録記入の周知徹底を図りました。なお、成年後見制度については、保護者様の高齢化もしくはその不在、または親族間での保護者様の権利譲渡が困難な状況などを踏まえ、成年後見制度の適用を受けた利用者様もありましたが、今後も利用者様の権利擁護の推進のために積極的な取り組みをしていきます。

(7) 医務室および環境衛生委員会の活動

医務室の主な活動および「環境衛生委員会」については、次のとおりです。

健康診断（利用者様・職員）は9月に実施し、3月にも予定しておりましたが、職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたことに伴い、3月の健康診断は中止としました。インフルエンザの予防接種は年1回（11月）実施し、歯科検診は年2回（5月、12月）実施しました。「虹の色」の利用者様については希望者のみ実施しました。いずれの検診も、新型コロナウイルス感染症対策として、グループに分けて、密にならないように配慮して実施しました。

- ① 健康診断 [9月13日(月)]：「向徳舎」利用者様51人

「虹の色」利用者様 16人

職員 46人

- ② インフルエンザ予防接種 [11月11日(木)] : 「向徳舎」利用者様 49人

※入院 2人

「虹の色」通所利用者様 16人

職員 47人

- ③ 歯科健診 [5月6日(木)] : 「向徳舎」利用者様 49人 「虹の色」利用者様 8人

※入所利用者様 入院 2人

[12月2日(水)] : 「向徳舎」利用者様 48人 「虹の色」利用者様 10人

なお、医務室が窓口となり、原則として毎月1回の苔米地(スーパーバイザー)臨床心理士によるカウンセリングを実施しました(対象は利用者様および職員ですが、利用者様が年間をとおして利用しています)。

また、環境衛生委員会の内容は、次のとおりです。

- ① 第1回委員会 : 令和3年6月24日(木)開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の対応のために中止としました。
- ② 第2回委員会 : 令和3年11月22日(火)午後4時から5時まで開催し、次の項目を協議しました。

- ・7月の洗面所および浴室の下水管清掃の報告
- ・感染症予防策検討、舎内研修、手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底および加湿
- ・手洗いチェッカーを使用しての手洗い実施状況
- ・カーテンの洗濯

法人では、毎年10月から翌年2月までの間、「感染症予防強化月間」として、利用者様、職員に対しての感染症対策の啓発を行っています。

<基本的な感染症対策>

- ① 手洗い・うがい・マスクの着用の周知徹底(利用者様・職員)。
- ※「感染症予防強化月間」中においては、マスク着用し(マスクの着用のできない利用者様は、この限りでない)、これ以外の期間においても、職員は新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用を徹底しました。
- ※手洗い・うがいでできない利用者様は、職員が介助しました。
- ② 食事の提供については、密にならないように「向徳舎」では食事を男性棟と女性棟に分け(二部制)、「虹の色」においても、時間差を設けました。
- ※発熱・下痢症状・風邪症状を発症した利用者様のみ生活棟で食事をとる場合もありました。
- ③ 利用者様の健康管理およびこまめな水分摂取など。
- ④ 熱発・嘔吐・下痢の症状のある職員には、受診および出勤停止など等の対策。
- ⑤ 業者による清掃・消毒作業の導入。

※ 原則として、月曜日から金曜日まで共用部分の清掃・消毒作業を行っていますが、お盆および暮れ正月には休みとなる場合があります（契約事項）。

- ⑥ 職員による利用者の個室および共用部分以外のところの清掃・消毒作業の徹底。
- ⑦ 職員による清掃業者の休みの日（土・日曜日）の利用者様の個室および共用部分の清掃・消毒作業の徹底。
- ⑧ 作業用手袋等と衣類等を別々の洗濯機での洗濯。
- ⑨ 利用者様全員および職員全員のサーベランス表の作成
- ⑩ 利用者様の保護者もしくは親族の感染症対策への理解と協力の要望。
- ⑪ 職員に対する感染症に関する情報提供および情報の共有。

なお、「新型コロナウイルス感染症」については、2019年（令和元年）12月以降、地球規模の感染拡大が続いていますが、国内においても国難ともいべき感染拡大が続いているため、当法人の施設・事業所においても厳戒態勢で感染予防策を講じ、令和2年度中においては発症を防ぐことができました。しかし、令和3年度に入ってもその脅威は高まっており、引き続き感染予防に取り組んでいる状況です。また、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に対しては、国、山梨県および甲府市等からの通知等に基づき、最悪の状況も考え、全職員で次のような対応に努めてきました。

- 職員は、毎朝出勤前に検温する。発熱が認められた場合は、職場に欠勤する旨を連絡するとともに、医療機関に受診し、その結果を上司に報告する。
- 「新型コロナウイルス」に感染しているような症状が認められる場合は、上司に申し出るとともに、「相談センター」に電話相談する。
- 「PCR」検査を受けた場合は、甲府市（障がい福祉課）に報告する。
- 職員は、出勤時から業務中「マスク」を着用し、これまで以上にこまめに「手洗い・消毒」する。
- 「3密」（「密閉」・「密集」・「密接」を避ける。）に留意して行動する。
また、行事等を企画または企画を変更する場合は、そのことに留意する。
- 利用者様の外出・外泊については、やむを得ない場合を除き、保護者や親族等に「当面ご遠慮していただきたい」旨を伝え、ご理解を得るように努める。しかし、やむを得ずに外出・外泊する場合でも、不特定多数の方々が入り出る場所（「大衆向けの温泉場所」等）に行くことを回避していただくように伝える。
- 利用者様および職員用の「マスク」の確保（購入）に努める。
- 施設に立ち入る訪問者もしくは業者等に、必ず「検温」・「マスク着用」・「手の消毒」などを要請するとともに、来舎時には決められた名簿に記載してもらう。
- 感染用防護服・フェイスシールド・ヘアキャップ等を購入し、準備している。
- 職員も利用者様も、多くの人が集まる場所に行かない、県境を越えて移動しない、不要不急な用事で出かけない。 など

(8) ヒヤリ・ハット・事故防止・虐待防止委員会の活動

主な活動状況等は、次のとおりでした。

① 令和3年度「ヒヤリ・ハット」・「事故報告」・「虐待件数」

施設・事業所	ヒヤリ・ハット	事故報告	虐待	備考
向徳舎	214	26	0	
男性棟	145	10	0	
女性棟	69	16	0	
虹の色	19	78	0	
With(ウィズ)	0	0	0	
合計	233	104	0	
(令和2年度)	(355)	(81)	(0)	

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による向徳舎の隔離や行動制限、虹の色でも営業の休止があり、全体的に「ヒヤリ・ハット」の件数は減少しました。一方で、事故報告については23件多くなりました。

「虐待」については、「虐待防止委員会」を設け、虐待の根絶に向けた取り組みとして、虐待防止ポスターの掲示や虐待防止啓発のための寸劇を行い、利用者様、支援員の意識の向上につなげることができました。

- ② 令和2年度に続き、ヒヤリ・ハットおよび事故報告書を周知させるために前1か月の報告書を生活支援課長のデスクに保管して、全職員が1週間に1度以上は閲覧できるようにしました。
- ③ 令和2年度同様、毎日のヒヤリ・ハットおよび事故報告書の提出数が特に多い利用者様については、問題行動表を作成しました。また、発作対応表を作成し、全員が再確認できるようにしました。
- ④ 令和2年度同様、毎日のヒヤリ・ハットおよび事故報告書はパソコンに管理され、「利用者別・種類別・時間別」に閲覧できるようにしました。
なお、同様なことが繰り返されることへの対応および意識の甘さを改善するように各部署に注意喚起をしました。
- ⑤ 令和2年度に続き、支援の上で重要なヒヤリ・ハットおよび事故報告書については、委員が各支援会議等に提出して検証し、支援に役立てました。
- ⑥ 服薬の際に手渡しではなく、職員が口内に薬を入れることを徹底するように提案するなど、委員から啓発および周知をしました。
- ⑦ ヒヤリ・ハットおよび事故報告の項目別に集計をとり、支援のあり方または支援の改善につなげるように努めました。なお、平成29年度からは、利用者様の心温まるような言動等を「ニヤリ・ほっと」として、日誌もしくはケース記録に記載しています。

(9) 広報委員会の活動

平成29年度からは臨時号も含め、広報誌の「スマイルスマイル」を4月・7月・10月・1月の年4回発行することになり、令和3年度においては、予定どおり4回発行しました。

また、平成29年度に当法人独自のホームページを立ち上げ、令和3年度においてもその充実を図ってきました。

なお、広報委員会では、イベント等の写真データの管理や発注はもとより、各イベントの結果報告の掲示物に写真等を活用して作成し、利用者様や来客者が楽しく見られるようにと定期的に掲示を行うなど、皆様に関心を持っていただけるように工夫しています。

(10) 社会貢献・地域貢献に関わる取り組み

地域における公益事業は、社会福祉法人の責務となったことを受け、運営状況および利用者様の実情を鑑み、地域のニーズや要望を把握した上で、取り組むべき喫緊の課題と考え、検討をしてきました。これまで、リサイクル班は地域の店舗および個人の方からペットボトルの回収作業の中で「キャップ集め」を行ってきましたが、「世界の恵まれない子どもたちのポリオワクチンの費用や国際的支援活動に携わる医師の渡航費用」に当てられているものであり、国際貢献的な活動につながると位置付けて取り組んできました。

また、平成29年度からは、今できる活動から取り組むという方針に基づき、令和3年度においても、当法人の職員が月1回環境整備活動として施設・事業所の周辺の公道の「ごみ拾い」を実施しました。

なお、「自分たちの生活空間をきれいにしたい」ということで、一部の利用者様もこの活動に参加しました。

(11) 職員資質の向上への取り組み

平成29年度から「開発課」（課長選任・主任兼務体制）を設置し、職員の資質および支援力の向上を図るために研修予算を増額し、当法人の抱える課題もしくは職員の抱える課題を見据え、職員が積極的に研修会などに出席できるよう促し、計画的な研修となるように取り組んでいます。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン研修への参加を実施しました。

また、職員が、「社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・相談支援専門員・サービス管理責任者」等の資格を取得できるよう積極的に取り組んできました。

※ 別紙4「スーパーバイザー（SV）活用延べ人数表」参照。

(12) 環境整備に関する活動

環境整備の一環として、保護者会と職員の合同環境整備を毎年実施していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、職員のみで実施しました。

平成29年度からは、清掃業者による「向徳舎」の共用部分の清掃・消毒作業、ぴあ smile のトイレ清掃・消毒作業を月曜日から金曜日まで行っています（お盆・暮れ・正月においては、清掃・消毒作業を実施しない日もありました）。

6 令和3年度の研修・会議・防災・健康等関係の実施内容

- (1) このことについては、「職員研修（別紙2-1）・職員会議（別紙2-2）・防災訓練（別紙2-3）・健康管理・衛生・管理等実施内容（別紙2-4）」のとおりです。

7 令和3年度のスーパーバイザー（SV）の活用状況

- (1) このことについては、スーパーバイザー（SV）活用延べ人数表「別紙4」のとおりです。

II 令和3年度 障害者支援施設「向徳舎」事業報告

1 利用実績

施設入所支援事業：定員 52 人、生活介護事業：定員 52 人、短期入所事業：定員 5 人

(1) 年間入所・退所者数（各月初日数）

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績
施設入所数	52	52	52	52	52	51	51	51	50	49	50	50	612	624
入所者数											4		4	0
退所者数						1			1	1	3		6	0

※平均障害支援区分については、令和4年3月31日現在、5.3（男性：5.5 女性5.2）となっています。

※男性利用者様1人が昨年度より長期入院をしておりましたが、6月23日に退院しました。

※9月、12月、2月に利用者様3人が、他法人のグループホームへ入居となり、退所しました。

1月、2月に3人の利用者様に医療的ケアが必要になったため、退所となりました。

(2) 短期入所事業実績（定員 5 人：男性棟 3 人・女性棟 2 人）

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績
短期入所	184	195	102	30	138	132	178	165	179	125	28	30	1430	1620
(1日あたり)	(6.13)	(6.29)	(3.4)	(1.00)	(4.45)	(4.4)	(5.74)	(5.5)	(5.77)	(2.23)	(1.00)	(0.97)	(3.92)	(4.44)

自宅で支援する家族等の病気や介護負担の軽減を必要とする場合などに、短期間または夜間も含めて施設内で入浴・排泄・食事・日中活動などの支援をしました。

原則として、年中無休であり、事前に利用契約書の締結を済ませることが必要です。

受け入れ時間は午前9時から午後5時ですが、在宅生活の障害者のための障害福祉サービスですので、緊急的対応などやむを得ない場合にも積極的に受け入れてきました。

2 障害者支援施設「向徳舎」の職種別職員数（令和4年3月31日現在）

()内は兼務の人数

職種 \ 採用形態	施設長	事務長	総務課長	事務員	サービス管理責任者	栄養士	看護師	医師	生活支援員	作業・活動支援員	その他	合計
専任職員	1			4	1(1)	1	1	0	30	(10)	0	38(11)
非常勤職員	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1			4	1(1)	1	1	0	30	(10)	0	38(11)
備考								協力医で対応	1人が相談支援専門員を兼務。	生活支援員の兼務		

※ スーパーバイザー（SV）：月1回ずつ2人来舎（臨床心理士1人・社会福祉士1人）

※ 2人の生活支援員が産前産後休暇、1人の生活支援員が育児休暇を取得中

3 会議・委員会の開催

(1) 支援会議・モニタリング会議・個別支援計画作成

令和3年度においては、月1回、男性棟、女性棟それぞれに支援会議を開催しました（7月は新型コロナウイルス感染症のために実施していません）。内容については、支援関係の課題等について協議し、情報共有および支援方針などを確認しました。モニタリング会議は男性棟が8月5日（木）、8月8日（月）、8月10日（金）に、女性棟が7月29日（木）に開催し、個別支援計画作成に関しては、男性棟が1月17日（月）、1月18日（火）、1月19日（水）、1月21日（金）に行い、女性棟が2月10日（木）に開催しました。いずれの会議も、各利用者様の支援関係の課題、支援方法・方針等について検討し、情報の共有および支援方針等を確認しました。

(2) 給食委員会の活動

給食委員会は、原則として、偶数月第3火曜日の午後4時から5時まで開催しました。令和3年度においては、6回開催しました。

向徳舎の給食業務は、外部委託方式をとっています。毎日給食を口にする利用者様に美味しい食事を提供するため、委託業者と綿密な連携を図ってきました。月1回の選択メニューでは利用者様に好みの食事を選択してもらっていると同時に、さらに月1回のお楽しみランチでは行事食を取り入れ、季節に合わせて変化に富んだ安全で栄養的な魅力のある献立表に基づいた食事を提供し、家庭的な楽しい給食になるように努めました。

年2回の健康診断（うち1回は、新型コロナウイルス対応のために中止）の結果、通院検査結果の記録を検討し、利用者様一人ひとりの低栄養・過栄養状態の予防や改善および食生活の質の向上に努め、快適な日常生活を提供することに努めました。

献立については、年齢・身体的状況などを考慮して、栄養価については一人ひとりの目標量に不足がないように努め、毎月の体重測定結果を記録し、健康管理に努めました。さらに、給食委員会では利用者様の嗜好調査を実施し、利用者様の好みを把握した食事の提供に努めてきました。給食委員会には利用者様の代表も出席し、意見表明のできる場所になっており、利用者様の代表たちとともに食堂の清掃・消毒に取り組み、環境衛生に努めました。

毎日の食事に関しては、各部署の給食委員を通して苦情や要望を収集してきました。給食委員会としては、今後の食事提供の向上を目指して、食事に関する苦情や要望なども議題として取り上げ、その改善に努めてきました。

利用者様の誤嚥・誤飲を防ぐために摂食支援をするとともに、利用者様の特性に合わせた食器の導入および食器の破損の回避に工夫し、支援会議等に出席して他職種と積極的に意見交換を行うなど、職員全員が一丸となって支援の向上に努めてきました。

(3) 自治会「コスモス会」の活動

利用者様の自治会である「コスモス会」は、状況によって担当職員の助言を必要としましたが、利用者様の意欲と自主性を重んじた運営に努めました。

令和3年度においては、総会およびほぼ毎月1回の定例幹事会を開催し、自治会の代表者が各行事の会議に出席するなど、積極的に取り組んできました。

- コスモス会総会：令和3年4月17日（土）開催
- コスモス会幹事会：令和3年4月24日（土）・5月15日（土）・6月13日（日）・8月28日（土）・9月11日（土）・10月9日（土）・11月6日（土）・12月4日（土）・令和4年1月8日（土）・2月5日（土）
- 納涼祭：7月17日（土）に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となりました。
- 秋季祭：11月3日（土）に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となりました。
- クリスマス忘年会：12月11日（土）に開催され、「コスモス会」として会場の準備（飾りつけ）および開会・閉会式（初めの言葉・乾杯・終りの言葉等）に取り組みました。

山梨県知的障害者支援協会の本人部会「のぞみ会」「当事者研修会」「交流スポーツ大会」「交流文化祭」については、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となっています。

（4）地域移行勉強会

この地域移行勉強会は、利用者様および職員（支援員）で構成されており、平成30年9月に立ち上げました。原則として、月1回開催してきました。その具体的な活動は、利用者様が一番不安に感じている「お金の使い方およびお金に関すること」や「生活する上でのトラブルを想定し、それを解決する方法」を当事者である利用者様たちが話し合っていく「グループトーク」を行ったり、相談支援事業所「With（ウィズ）」や他の事業所と連携して「グループホーム」や「作業所の見学」などを行ったりしてきました。

4 日中活動（生活介護事業）について

入所利用者様の日中活動（生活介護事業）として、利用者様の個別支援計画に基づき、作業活動、余暇活動（クラブ活動、サークル活動）、入浴、食事、排せつ等に関わる支援を提供しました。また、年間を通して季節に応じた行事を企画し、開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策のため、行事内容を大幅に変更して実施することとなりました。しかし、職員の工夫によって、利用者様には例年と同じように行事を楽しんでいただくことができました。日中活動の実施実態については「別紙3」のようになります。なお、行事の実施日は「別紙1-1①、②」のようになります。年間の行事の中で、大きな行事となっている旅行については次の通りです。

- ①春の日帰り旅行は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、「春祭り」と題し、ぴあsmile作業棟兼集会場にて5月20日（木）に代替行事を行いました。
- ②秋の旅行は新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、代替行事を行いました。
 - 10月22日（金）男性棟お楽しみイベント
 - 10月30日（土）女性棟レクリエーション 小運動会

Ⅲ 令和3年度 相談支援事業所「With（ウィズ）」の事業報告

1 相談件数

月 相談内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年 実績
		基本相談	12	20	18	28	15	5	17	9	11	12	15	8	162
利用計画	入所	0	1	0	0	1	1	2	0	0	0	2	0	85	68
		1	1	2	4	18	11	1	1	2	7	18	12		
	通所	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	50	35
上段：新規	一般	1	1	3	0	3	4	0	3	1	0	1	3	90	83
		7	9	1	7	10	2	7	6	1	6	11	3		
下段：継続	移行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 職種と職員数

()内は兼務の人数

職種 採用形態	管 理 者	事 務 長	総 務 課 長	事 務 員	相 談 支 援 課 長	相 談 支 援 専 門 員	相 談 支 援 副 主 任	相 談 支 援 専 門 員	合 計
	専任職員	1(1)			4(4)		1		1(1)
非常勤職員	0			0		0		0	0
合 計	1(1)			4(4)		1		1(1)	7(6)
備 考	他の施設・事業 所と兼務	他の施設・事業 所と兼務						「向徳舎」支援 員の兼務	

【体 制】

令和3年度においては、管理者1人（兼務）、事務長1人（兼務）、総務課長1人（兼務）、事務員2人（兼務）、相談支援専門員2人（専任1人・兼務1人）を配置しました。相談支援体制については、当法人単独で考えるには限界であり、県内の事業所全体の課題もしくは法制度の課題として取り組むべきことが一層明確になってきています。こうした状況を踏まえ、当法人としても相談支援をどのように位置づけあるいは意義づけて経営（運営）していくのか、さらなる検討が求められています。

なお、原則として、年末年始、休日および祭日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで相談に対応していますが、当事者およびその家族のニーズに合わせる必要があり、時間外対応をせざるを得ない状況があるため、試行的にフレックスタイム制を導入しています。

【基本相談】

障害当事者および障害児の保護者、または社会的弱者の多様な相談に対し、必要な情報提供および助言を行ったり、障害者等に対する虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行ったりし、社会福祉法人としての役割や責任を担う相談支援の根本の業務です。

当事業所として令和3年度においては、成人に達している障害当事者、およびその家族からの要望に応じ、障害基礎年金の受給に向けての相談対応、一般就労後の定着のための各関係機関への協力依頼などを含めた調整会議の設定、権利擁護のための関係市町村と連携した業務も行ってきました。他にも、医療機関との“つなぎ”のために、限定的ではありますが、病院受診の際の付き添いなどをしてきました。結果として、年間162件に関する相談や問い合わせに応じてきましたが、相談体制の課題（専任の相談支援課長1人および兼務の相談担当職員1人の配置）などがあり、十分に答えられない状況でした。

【特定相談】

平成24年度から始まった事業であり、本事業所は平成24年6月1日付けで甲府市から指定されて以来、令和4年3月1日現在で入所38人、通所12人を当事業所で担当しています。また、当法人の事業所等を利用されている「基幹相談支援センター」には、甲府市だけで年間100件を超える障害児・者の問い合わせがある中、障害福祉サービスを必要としていることから当事業所にも計画相談の依頼が年間複数件ありましたが、人員配置の関係で、やむを得ずそれらの依頼を断らなければならない状況が生じました。

【一般相談】

平成24年度から始まった事業で、本事業所は、平成25年4月1日付で山梨県より指定されました。主に精神科病院に長期入院している患者や入所施設で入所している利用者様の地域移行の支援や、地域での単身生活（アパート等も含む）者を対象とし、安定した生活を継続していくための地域定着を支援する相談支援体制の事業です。

当法人の入所施設利用者様に対し、地域移行への推進の際、社会福祉法人の役割としての機能的立場および平成28年4月の医療観察法の改正に伴う地域福祉の要となる役割を担っています。また、平成27年1月からは医療観察法対象者に対して、地域定着支援をサービスとして提供することになっています。しかし、一般相談に関しては、その重要性を理解しつつも、相談体制などの課題もあり、令和3年度は、実績のない状況でした。

【各種研修会・連絡会等への参加】

- 相談支援従事者初任者研修：8月19日、20日、10月5日、6日、11月4日、12月6日、7日
- 相談支援事業所連絡会（オンライン）
5月25日（報酬改定説明会）、7月27日、9月28日、11月24日、1月25日、3月22日
- 事例検討会：7月29日、12月23日
- 意思決定支援研修会：9月30日
- 相談支援ネットワークやまなし・ネットワーク研修：1月22日

IV 令和3年度 障害福祉サービス事業所「虹の色」の事業報告

1 利用実績

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年実績
生活介護 (1日あたり)	433 (19.68)	406 (19.33)	315 (15.00)	118 (5.61)	394 (18.76)	404 (19.23)	398 (18.95)	415 (19.76)	377 (17.95)	314 (14.75)	311 (18.29)	327 (17.21)	4212 (17.06)	4494 (17.42)
日中一時支援 (1日あたり)	202 (6.7)	212 (6.8)	130 (4.3)	52 (1.7)	175 (5.6)	176 (5.9)	195 (6.3)	186 (6.2)	218 (7.0)	132 (4.4)	107 (3.8)	116 (3.7)	1901 (5.2)	2516 (6.89)
<有償運送数>	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	26

※「向徳舎」において新型コロナウイルス陽性者が確認されたため、6月24日から、7月21日まで「虹の色」を休止し、「虹の色」支援員も「向徳舎」の支援にあたりました。

※3月29日に1人、3月30日に1人、支援員に新型コロナウイルス陽性者が確認されたため、3月30日から4月4日まで、休止としました。

2 職種と職員数 (令和4年3月31日現在)

()内は兼務の人数

職種	管理者	事務 長	総務 課長	事務 員	サー ビス 管理 責任 者	栄 養 士	看 護 師	医 師	生 活 支 援 員	そ の 他	合 計
採用形態											
専任職員	1(1)		4(4)		1(1)	0	1	0	12		19(6)
非常勤職員	0		0		0	0	0	0	0		0
合計	1(1)		4(4)		1(1)	0	1	0	12		19(6)
備考								保護者・協力医等 対応	産前産後 休業支援 員含む		

3 主な事業の内容・実績

(1) 生活介護事業 (通所定員20人)

原則的に営業日は月曜日から金曜日の平日で、午前9時30分から午後4時30分までの受入れ事業とし、利用者様の休日は、土曜・日曜・年末年始(12月29日から翌年1月4日)を原則としました。活動は、個別支援計画に沿って、軽作業や創作活動などを計画し、保護者様との情報共有を図りながら、その日の利用者様の状況に応じて、活動を行いました。令和3年度の行事は、感染症対策を行ったうえで簡略化して実施か、中止をしました。なお、毎年実施している旅行については、保護者様の意見を踏まえて、支援会議で協議した結果、新型コロナウイルス感染症の心配もあるために中止としました。その他の行事の日程については、「別紙1-2①、②」のとおりです。

送迎サービスは、利用者の居宅か利用施設への対応を行っており、事前に法人と利用者並びに保護者(後見人・立会人)が利用契約の締結を済ますことが必要です。

なお、これ以外の時間や曜日に日中一時支援事業を利用することは可能とし、利用の申し込みは事前に事業所とするとともに、市町村から障害福祉サービス受給者証を取得しておく必要があります。この事業の令和3年度の利用者数は、登録者のうち21人でした。

(2) 日中一時支援事業（社会参加支援事業）

各市町村と障害福祉サービス事業所との契約により実施する事業で、令和4年3月31日現在、契約の市町村は、6市2町（甲府市・富士吉田市・笛吹市・甲州市・山梨市・中央市・昭和町・富士河口湖町）でした。

原則として、午前8時45分から午後6時（土・日曜日は午後5時30分）までの受入れ事業で、事前に法人と利用者様並びに保護者（後見人・立会人）が利用契約書の締結を済ませることが必要ですが、これ以外の時間や生活介護事業を利用することは可能としています。

また、利用の申し込みは事前に予約を施設とするとともに、市町村から地域生活支援事業利用登録証を取得しておく必要があります。

この事業の令和3年度の登録者のうち、利用者数は29人でした。

(3) 福祉有償運送事業

各市町村と法人との契約に基づいて実施する事業で、運送地区は中北地区運営協議会内（甲府市・甲斐市・南アルプス市・中央市・昭和町）で、当事業の内容として、日中一時支援事業の時間内での営業を原則としました（令和4年3月31日現在）。

この事業は、障害者が可能な限りその地域において、その有する能力に応じて自立した社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して、安全かつ迅速に目的地への輸送を目的として（道路運送法第78条第3項及び同法施行規則第49条第3項により）行うものです。

なお、この事業に使用する車両は、ハイエース・アルト・スペーシア・エスクアエアの4台です。

4 主な会議内容

(1) 支援会議

令和3年度においては、月1回、木曜日（原則として）に開催しました。その内容は、支援関係の課題等について協議し、情報共有および支援方針などを確認しました。

(2) 個別支援計画作成検討会議

令和3年度においては、1月19日（木）に個別支援計画作成検討会議を開催しました。その主な内容は、各利用者様の「モニタリング表」の作成に関して協議しました。